

市職員の給与 などを公表

総務課職員係 0824-731122

「地方公務員法」および「庄原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、庄原市人事行政の運営などの状況を公表します。

市の職員の給与は、基本給としての給料と扶養手当、通勤手当などの諸手当からなっており、国や他の自治体の職員の給与などを考慮した上、「庄原市職員の給与に関する条例」などで定めています。詳しくは市ホームページにも掲載していますので、「確認」ください。

【QR】
https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/organization/cat02/post_431.html



1 職員の給与の状況

(1) 令和4年度の人件費（普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 (B/A)
3万2,629人	333億5,806万円	8億3,413万円	39億345万円	11.7%

(注)金額は万円未満を四捨五入。

(2) 令和4年度の職員給与費（普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
434人	15億4,644万円	3億721万円	5億8,910万円	24億4,274万円	563万円

(注)職員数は令和4年4月1日現在の数。職員手当には退職手当を含まない。金額は万円未満を四捨五入。

(3) ラスパイレス指数（一般行政職）

区分	令和3年度 (4月1日時点)	令和4年度 (4月1日時点)
庄原市	96.7	96.8
全国市平均	98.8	98.7

(注)
 1. ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100として、庄原市職員の給与水準を比較した数字。
 2. 全国市平均は政令指定都市を除いた数値。
 3. 令和5年度の指数は現時点で未公表。国の公表後、市ホームページへ掲載。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額（一般行政職）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
庄原市	42.9歳	31万6,334円	33万9,289円
広島県	43.3歳	32万7,322円	36万5,471円
国	42.4歳	32万2,487円	40万4,015円

(注)
 1. 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在の職員の基本給。
 2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養、住居、管理職手当などの諸手当の額を合計したもの。

(5) 職員の初任給（令和5年4月1日現在）

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
庄原市	18万5,200円	15万8,900円
広島県	19万4,293円	16万1,168円
国	18万5,200円	15万4,600円

(7) 一般行政職の級別職員数 (令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	18人	4.9%
2級	主事	43人	11.6%
3級	主任主事	108人	29.1%
4級	主任	68人	18.3%
5級	係長級	87人	23.4%
6級	課長級	40人	10.8%
7級	部長級	7人	1.9%
計		371人	100.0%

(注)
 1. 給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数。
 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (令和5年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
経験年数10-15年	26万6,313円	24万200円
経験年数15-20年	30万3,864円	27万4,550円
経験年数20-25年	36万137円	31万2,900円

2 特別職の報酬など（令和5年4月1日現在）

区分	報酬月額など	期末手当
市長	86万円	(令和4年度支給割合) 4.4月分
副市長	70万円	
教育長	62万円	
議長	41万円	(加算の状況) 役職加算15%
副議長	35万5,000円	
議員	32万5,000円	

3 職員の任免および職員数

(1) 職員の採用状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

試験区分	採用者数
一般事務	13人
技師(土木)	3人
保健師	1人
保育士	2人
医師	1人
看護師	2人
臨床検査技師	2人
歯科衛生士	1人
計	25人

(2) 職員の退職の状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	市長事務 部局など	西城市民 病院	計
定年退職	4人	1人	5人
普通退職	16人	7人	23人
合計	20人	8人	28人

(3) 部門別職員数（令和5年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	
		令和4年度	令和5年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6人	6人	0人
		総務・企画	134人	147人	13人
		税務	20人	21人	1人
		労働	0人	0人	0人
		農林水産	43人	45人	2人
		商工	18人	17人	△1人
		土木	50人	51人	1人
		民生	97人	100人	3人
		衛生	31人	31人	0人
		計	399人	418人	19人
		教育	35人	32人	△3人
		警察	0人	0人	0人
		消防	0人	0人	0人
小計	434人	450人	16人		
会計部門等	病院	77人	77人	0人	
	水道	17人	0人	△17人	
	下水道	9人	9人	0人	
	その他	33人	31人	△2人	
	小計	136人	117人	△19人	
合計		570人 [847人]	567人 [847人]	△3人 [0人]	

(注) 1.職員数は一般職に属する職員数。 2.[]内は条例定数。

行政評価を実施しました

行政管理課行政管理係 ☎0824-73-1112

市は、市民の皆さんからの意見を市政に反映させる「市民が主役のまちづくり」を進めています。その一環として、市が取り組んでいる事業を内部評価し、その評価に対して「市民意見の聴取（※）」と「庄原市行政評価委員会」による外部評価を実施しています。

● 本年度の行政評価

本年度は、1次評価として所管課が38事業を自己評価し、そのうち次の8事業について外部評価を受けました。評価結果は次のとおりです。
評価の経過は、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

①事業名／②担当課評価／③外部評価

1	①出前トーク／②現行どおり／③現行どおり 集会などに市職員を派遣し、職員の専門知識を生かした説明を行い、広く市民の意見を聞く広聴事業 ■外部評価要旨／市民ニーズに合致しており、継続すべき事業。メニューを適宜見直し、更新されたい。	担当課：行政管理課
2	①国際交流事業（しょうばら国際交流協会負担金）／②現行どおり／③現行どおり 外国籍市民との交流、留学生や海外研修の支援など、国際相互理解と友好親善の促進を目的とする事業 ■外部評価要旨／外国籍の方と地域住民の相互理解が深まるよう、取り組みを継続されたい。	担当課：市民生活課
3	①定住促進奨励事業／②拡充／③拡充 定住するための住宅の取得などを行った転入者に対する補助事業 ■外部評価要旨／一定の制限を設けた上で市内転居者も事業対象者に含まれるよう拡充されたい。	担当課：自治定住課
4	①農林施設整備事業補助金／②現行どおり／③現行どおり 単独県費に採択されない農地災害復旧工事のほか、農林道や農地の改良工事などを支援する補助事業 ■外部評価要旨／事業継続にあたっては、広報時期や受付期間の見直しなどを検討されたい。	担当課：建設課
5	①自主防災組織活動補助金／②拡充／③拡充 自主防災組織の防災活動、資機材整備に対する補助事業 ■外部評価要旨／予算総額拡充を検討し、研修参加や訓練実施を交付条件に追加されたい。	担当課：危機管理課
6	①芸備線利用助成金（芸備線グループ利用助成金）／②現行どおり／③拡充 市内の駅から芸備線を利用する市民グループを対象にした助成事業 ■外部評価要旨／周辺地域イベントや他の事業と連結させるなど、関連事業予算の拡充を検討されたい。	担当課：地域交通課
7	①ドローン活用推進事業／②終了／③終了 ドローン（無人航空機）活用の普及啓発、実証実験を通じた新たな事業化などに取り組む事業 ■外部評価要旨／民間事業者の活用が進み、当初の目的は達成されたと言えるため、終了とする。	担当課：いちばんづくり課
8	①サテライトオフィス誘致促進事業補助金／②拡充／③拡充 市内で新たにサテライトオフィスを開設する人に対する補助事業 ■外部評価要旨／企業ニーズに合致した内容に見直し、市が誘致したい業種・要件を明確にされたい。	担当課：商工観光課



庄原市行政評価委員会 委員長 清水孝清さんのコメント

今回の評価結果は、各担当課の思いと委員の皆さんの思いが重なった結果だと思えます。いずれの事業も官民がいに協働できるかで結果が大きく変わります。この評価が、来年度以降のより良い取り組みにつながることを期待しています。

※「市民意見の聴取」

プランナー・モニター（通称：プラモニ）へ登録した人に、インターネットを利用した事業評価のご協力をお願いします。

プラモニの登録はこちらから。



物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金を活用した経済対策

企画課企画調整係 ☎0824-73-1128

11月2日に閣議決定された国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する目的で「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が制度化されました。この交付金を活用し、次の新たな4つの経済対策を実施します。なお、各制度の申請方法などは、担当部署から送付する通知やホームページでご確認ください。

低所得者世帯支援

低所得者世帯臨時生活支援金

住民税非課税世帯などに対し、生活支援金を給付します。

■対象者

- ①基準日（令和5年12月1日）時点で本市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税が非課税の世帯の世帯主（住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は対象外）
- ②令和5年度中に家計が急変し、令和5年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

■支援金 1世帯当たり7万円

※本給付金は差押禁止となります。また、本給付金には課税されません。

【問い合わせ】

社会福祉課生活福祉係 ☎ 0824-73-1166

子育て世帯支援

子育て世帯支援臨時給付金

児童手当受給者および高校生などを養育する保護者（児童手当受給者に相当する者）に対し、給付金を支給します。

■対象児童

- ①令和5年12月支給分の児童手当（本則給付）対象児童
- ②平成17年4月2日～平成20年4月1日に生まれた児童（高校生など）
- ③令和6年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（新生児）

■給付金

児童1人当たり1万円



【問い合わせ】

児童福祉課児童福祉係 ☎ 0824-73-1192

介護・障害福祉サービス事業者支援

介護・障害福祉サービス事業者等運営法人等物価高騰対策支援金

介護・障害福祉サービス事業を運営する法人などに対し、エネルギー・食料品価格などの物価高騰に伴う負担増の一部を支援します。

■対象者

市内の介護・障害福祉サービス事業者を運営している法人など



■支援金

事業所数・利用定員を基に算出します。

- ①基本額 1事業所当たり10万円
- ②定員加算

入所系事業所：定員1人当たり4千円
通所系事業所：定員1人当たり2千円

【問い合わせ】

高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0824-73-1167
社会福祉課障害者福祉係 ☎ 0824-73-1210

畜産農家支援

飼料高騰対策支援金

市内の畜産農家などに対し、経営の維持を支援するため、飼料の購入費用の一部を支援します。

■対象者

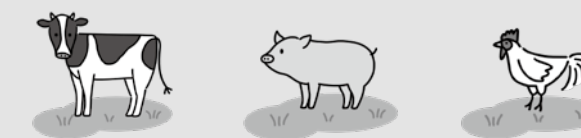
家畜（和牛、乳牛、豚、鶏）を飼養し、生計を立てている市内の農家および企業
※申請時点で家畜を飼育している者に限る

■対象品目

購入した配合飼料や粗飼料（輸入乾牧草）など

■支援金 1トン当たり5千円

※上限額：200万円（配合飼料、粗飼料の合算）



【問い合わせ】

農業振興課畜産振興係 ☎ 0824-73-1227